

(様式8)

公共事業終了箇所評価調書

評価確定日(平成29年10月20日)

事業コード	H29-建-終-02	区分	● 国庫補助	○ 県単独
事業名	地方道路交付金事業費(改築)	部局課室名	建設部 道路課	
事業種別	1次改築(バイパス)	班名	道路建設班	(tel) 018-860-2492
路線名等	国道285号	担当課長名	参事兼道路課長 石川 浩司	
箇所名	五城目町中津又	担当者名	副主幹兼班長 太田 哲	
政策コード	03	政策名	未来の交流を創り、支える観光・交通戦略	
施策コード	05	施策名	県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進	
指標コード	03	施策目標(指標)名	地域間ネットワークの構築	

1. 事業の概要

事業の背景及び目的	当該路線は、秋田市を起点に北秋田市を経て鹿角市に至る幹線道路であり、秋田市と県北部を最短距離で結ぶルートとして、産業・経済の地域間交流を促進するほか、十和田八幡平及び阿仁森吉山観光を支援する観光道路の機能を有する重要な路線である。当該区間はバス路線に指定されており、地域内交通を支える生活道路にもなっているが、急カーブ(Rmin=50m)が連続するため、安全な交通を確保できていない状況である。このため、広域的な幹線道路として円滑な交通流動と、地域住民の安全を早急に確保するものである。				
	事業期間	前回(H24年) H20年～H27年 終了 H20年～H27年	総事業費	前回(H24年) 24.7億円 終了 22.5億円	国庫補助率 70
	事業規模	前回(H24年) 延長 L=1,827m、幅員 W=6.5(9.5)m (1.5-3.25-3.25-1.5) 終了 延長 L=1,827m、幅員 W=6.5(9.5)m (1.5-3.25-3.25-1.5)			
	事業費内訳内容(千円)及び要因変化	前回評価計画① 事業費 経費 内訳 用補 その他	最 終② 2,470,000 2,087,000 123,000 260,000	増減②-① 2,254,240 ▲ 215,760 1,912,689 150,292 191,259	理 由 ▲ 215,760 請負による精算。 物件補償額の算定による増。 委託費の精算。
	事業内容	調査・設計、改良工、橋梁工、トンネル工、舗装工	調査・設計、改良工、橋梁工、トンネル工、舗装工		
	コスト・効果対比較	コスツ・効果対比較			費用便益変化の主な要因(前回評価→終了)
	○最終コスト	終了C②／前回評価C①=(0.91)	【便益】 事業費の減額により費用便益比が大きくなった。		
	○費用便益	前回評価B／C=(1.7) ↓ 終了B／C=(1.8)	【費用】 工事費及び委託費が請負による精算で減額した。		
	目標達成率	指標名 指標式 指標の種類 目標値 a 実績値 b 達成率 b/a	県管理国道改良率 改良済延長／路線実延長 ○成果指標 ●業績指標 94.5% 93.8% 99.3%	低減指標の有無 データ等の出典 把握の時期	○有 ●無 道路課調べ 平成29年4月
		指標を設定することができなかった場合の効果の把握方法 ○指標を設定することができなかった理由及び把握方法と成果	※データの出典含む		
自然環境の変化	・地形改变部は可能な限り緑化を行い自然環境への影響を抑えている。				
社会経済情勢の変化	・特になし				
事業終了後の問題点及び管理・利用状況	・バイパスの整備により、円滑な交通の確保が図られている。				

住民満足度等の状況 (事業終了後)	①満足度を把握した対象 ●受益者 ●一般県民 (時期: H29年8月) ②満足度把握の方法 ●アンケート調査 ○各種委員会及び審議会 ○ヒアリング ○インターネット ○その他の方法 (具体的に) ③満足度の状況
	9割の回答者から「満足している」「やや満足している」との回答を得ている。
上位計画での位置付け	○第2期ふるさと秋田元気創造プラン「生活圏を結ぶ幹線道路の整備推進」を支援する事業
関連プロジェクト等	特になし
前回評価結果等	●選定または継続 ○改善 ○見直し ○保留又は中止 ①指摘事項 特になし。 ②指摘事項への対応 特になし。

2. 所管課の自己評価

観点	評価の内容(特記事項)	評価結果
有効性	①住民満足度の状況 ●A ○B ○C アンケートの調査結果から、回答者の9割が事業に「満足」、「やや満足」している。また満足している主な理由は「走行性の向上」や「事故の危険減少」である。	○A ●B ○C
	②事業の効果 ○A 達成率100%以上 ●B 達成率80%以上100%未満 ○C 達成率80%未満 県管理国道改良率の達成率 99.3%	
効率性	①事業の経済性の妥当性 ●A ○B ○C 費用便益は1.0を上回っていることから、本事業は経済的に妥当であったと評価できる。	●A ○B ○C
	②コスト縮減の状況 ○A 縮減率20%以上 ○B 縮減率20%未満 ○C 縮減なし	
総合評価	○A (妥当性が高い) ●B (概ね妥当である) ○C (妥当性が低い) 地域住民及び道路利用者の利便性の向上や交通安全の確保が図られており、住民満足度等からも成果が認められることから、当事業は概ね妥当であると評価できる。	

3. 評価結果の同種事業への反映状況等(対応方針)

事業開始前の予備調査や設計段階での現場状況の確認、関係機関との調整等により適正な事業費の把握に努め、コスト縮減に関しても積極的に取り組み効率的な事業執行を図る。

4. 公共事業評価専門委員会意見

県の対応方針を可とする。

○総合評価の判定基準

総合評価の区分	判 定 基 準	総合評価
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合	B
B (概ね妥当である)	「A」判定、「C」判定以外の場合	
C (妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合	